

令和6年度日立市奨学生を募集します！！

募集期間：令和5年5月25日（木）～7月11日（火）

**日立市奨学金は、
こんなにお得です！！**



① 無利子で修学資金を借りることができます。

② 卒業後、日立市に居住している場合

奨学金返還額の50%を補助します。

さらに、市内の医療・介護・福祉職に就業している場合

奨学金返還額の50%を補助します。（裏面参照）

最大全額補助

③ 給付型の奨学金と併せて借りることができます。（※）

（※2） 貸与型の奨学金とは、併せて借りることができません。

日立市奨学金を
利用した方の声

- ・無利子で修学資金を借りられるのはとてもありがたい！
- ・奨学金を利用するための手順が簡単！
- ・奨学金返還支援補助制度のおかげで、実質負担がなく奨学金を借りられるのはとても魅力的！

【日立市奨学金の貸付金額】

区 分		修学資金（月額）	入学準備金（一時金）
大学 専門職大学	国・公立	35,000 円 (41,000 円)	90,000 円以内
	私 立	44,000 円 (54,000 円)	250,000 円以内
短期大学 専門職短期大学 専修学校専門課程	国・公立	35,000 円 (41,000 円)	90,000 円以内
	私 立	43,000 円 (50,000 円)	200,000 円以内

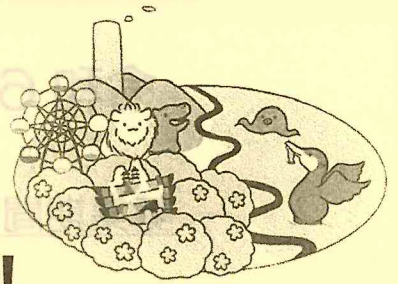
※修学資金欄（ ）は自宅外通学の方の月額です。

応募書類の審査があります。詳細はこちら





茨城県日立市では 奨学金の返還金を 最大全額補助します！



茨城県日立市では、奨学金を利用して大学等を卒業後、市内に定住するなどの要件を満たす方に、最大で奨学金返還金の全額を補助する制度があります！

○ 補助の対象となる奨学金

- ① 日立市奨学金（※1）
- ② 日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）（※2）
- ③ 茨城県奨学資金（※2）

※1 ふるさと定住促進補助制度は平成29年度以降返還開始者、医療・介護・福祉職就業支援補助制度は令和元年度以降返還開始者が対象

※2 令和3年度以降返還開始者が対象

○ 奨学金返還支援補助制度について（2つの制度をあわせて、最大全額補助！）

1 奨学生ふるさと定住促進補助制度

【補助要件】

- ① 日立市に居住（住民登録）する
- ② 奨学金返還金及び市税の滞納がない
- ③ 奨学金の貸与開始時に40歳未満

【補助内容】

毎年奨学金返還金の最大50%
（返還開始から最大10年間）

2 奨学生医療・介護・福祉職就業支援補助制度

【補助要件】

- ① 1の補助制度の要件を満たす
- ② 医療・介護・福祉職の国家資格を活かし、市内の事業所で働く

【補助内容】

毎年奨学金返還金の最大50%
（返還開始から最大10年間）

○ 補助金額 下記のうち、いずれか低い額を補助金額（年額）とします。

- ① 補助対象期間に返還した額の50%に相当する額（返還計画に基づいた額であること）
- ② 借入金額の5%に相当する額

※ ②については、日立市奨学金貸付条例で定める額により再計算して得られた額を上限とします。

○ 補助基準

毎年1月1日を基準日とし、その前年の奨学金返還金を対象とします。

○ 申請時期 例年1月（予定）



詳細はこちら

よくある質問

Q 今まで日立市に住んだことがありませんが、対象になりますか？

A 出身地に限らず、補助要件を満たせば対象になります。日立市での暮らしをぜひご検討ください！

Q 途中で転入した場合は、補助をいつから受けられますか？

A 転入した月の翌月から補助対象となりますので、転入した初年度は月割りで計算した額を補助します。

～ 問合せ先 ～

（日立市奨学金、ふるさと定住促進補助制度について）

日立市教育委員会総務課

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294-22-3111（内線 673）

E-mail: kyoiku-somu@city.hitachi.lg.jp

（医療・介護・福祉職就業支援補助制度について）

日立市保健福祉部地域医療対策課

〒317-0065 日立市助川町1丁目15番15号

電話 0294-23-6766

E-mail: iryou@city.hitachi.lg.jp